

大館市建設工事に係る入札内訳書の取扱い等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市が発注する建設工事について提出を求める入札価格の内訳（以下「入札内訳書」という。）について、その取扱い方法及びその内容の確認方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本要綱は、大館市が発注する建設工事であって、大館市が発注する工事契約に係る入札予定価格の事前公表に関する要綱（平成14年6月6日）に基づき予定価格の事前公表を行うものを対象とする。

(入札内訳書の内容等)

第3条 入札内訳書の内容、形式及び様式は次のとおりとする。

- (1) 入札内訳書は、大館市長あてとし、入札内訳書である旨、提出年月日、番号及び工事名、商号又は名称、代表者氏名を記載のうえ押印済みの表紙（別記様式）を添付するものとする。
- (2) 入札内訳書の内容及び形式は、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したもの、又は数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したものとする。なお、様式は自由とするが、大館市が事前に示した金抜き設計書に基づいて作成することとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、入札内訳書の内容及び形式は、数量総括表に掲げる費目及び各工種に対応するものの金額を表示したもの、又は数量書に掲げる工事種別及び各工事種目に対応する科目別内訳書に金額を表示したものとすることができる。なお、様式は自由とするが、大館市が事前に示した金抜き設計書に基づいて作成することとする。

(入札内訳書の提出時期)

第4条 入札内訳書は、本要綱に基づき入札内訳書の提出を求める入札に係るすべての入札参加者に対して入札の際に提出させるものとする。

(入札内訳書の取扱い)

第5条 本要綱の適用対象となる入札において、入札内訳書の提出がない場合、又は不備があるものとして別表各項に掲げる場合に該当する場合は、大館市競争入札契約心得（平成20年4月1日）第10条第10号に該当する無効の入札として取り扱うものとする。

ただし、別表第4項第1号若しくは第2号に該当するもので軽微な誤記であると

きには、大館市競争入札契約心得第10条第10号の規定にかかわらず、注意を行なったうえで無効としないことができる。

- 2 前項の入札内訳書に関する無効の判断は、別紙1又は別紙2の入札内訳書記載内容確認フローに基づいて行うものとする。
- 3 提出された入札内訳書は、低入札価格調査その他入札者の施工能力等に関する調査を行う場合に使用できるものとする。
- 4 入札後において、当該入札に関して談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ入札内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 本要綱に基づき入札内訳書の提出を求める入札については、次に掲げる事項を入札公告又は指名通知書に明記するものとする。

- (1) 入札時に入札内訳書の提出を求める旨
- (2) 入札内訳書の内容及び形式
- (3) 入札の際に入札内訳書が未提出であるとき又は提出された入札内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札内訳書を提出した業者の入札を無効とする旨
- (4) 入札内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある旨

(提出された入札内訳書の管理)

第7条 提出された入札内訳書は、工事所管課の長が厳重に管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印がない場合
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札公告、入札説明書又は指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合 ※1
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 ※2
	(2) 発注案件名に誤りがある場合 ※2
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額（税抜き工事価格）が入札金額と異なる場合（開差が千円未満である場合を除く。） ※3
5 その他未提出又は不備がある場合	

※1 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のいずれかを算出することができない場合、積算間違い等により各費目の金額として記載された金額が算出できない場合を含む。

直接工事費の確認については、設計内訳書における工種（一式表示で示される「〇〇工」の部分）ごとの金額の合計が工事区分（「道路改良」、「舗装」、「基盤整備」等の区分）ごとの金額と一致し、かつ工事区分ごとの金額の合計が直接工事費と一致していること、又は科目別内訳書における科目（一式表示で示される「〇〇工事」等の区分）ごとの金額の合計が工事種別（建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備等の種別）ごとの金額と一致し、かつ工事種別ごとの金額の合計が直接工事費と一致していること。

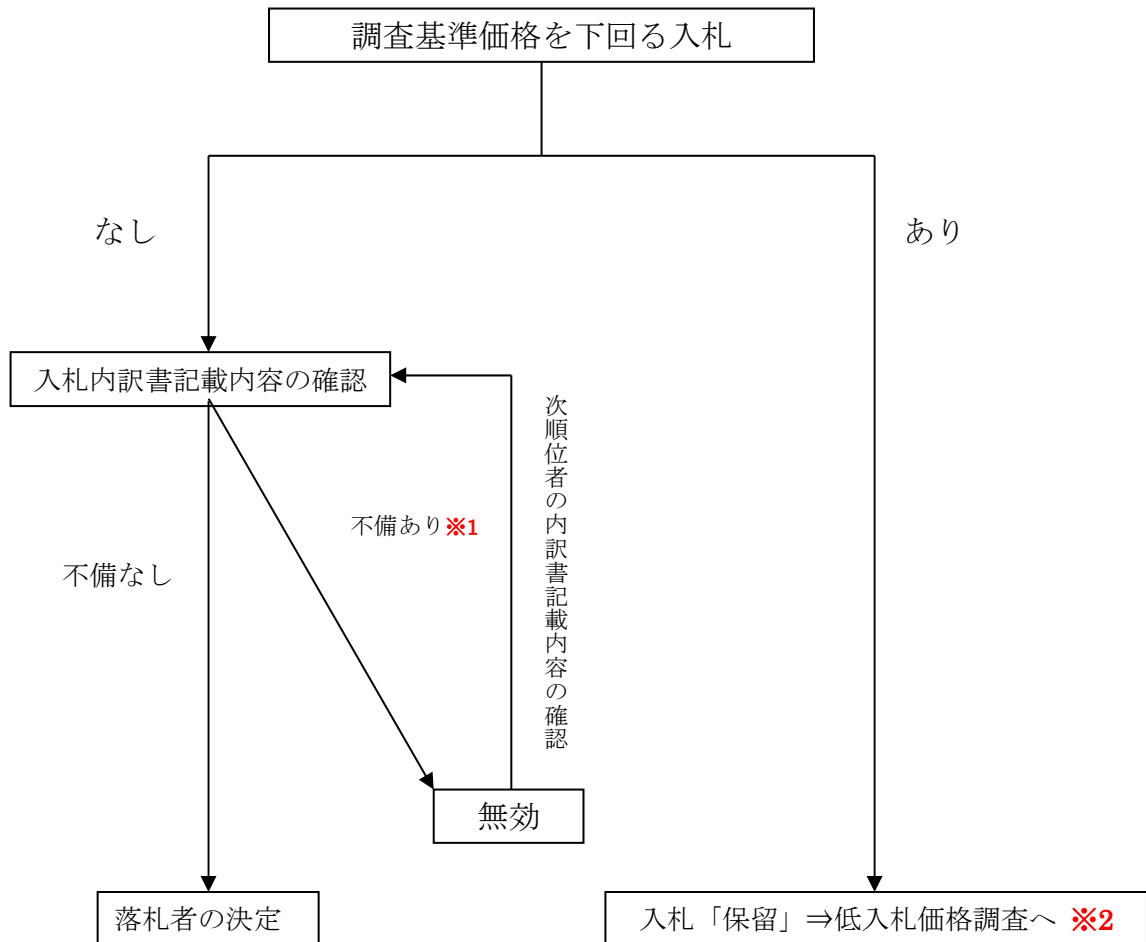
なお、費目、工種、工事区分、科目等については、大館市が示した金抜き設計書（閲覧図書）と一致していること。

※2 発注者名や発注案件名については、軽微な誤記の場合には注意を行なったうえで無効としないことができる。

※3 開差が千円未満である等金額の端数処理の関係で生じたと認められる僅かな違いは除く。

別紙1 (第5条関係)

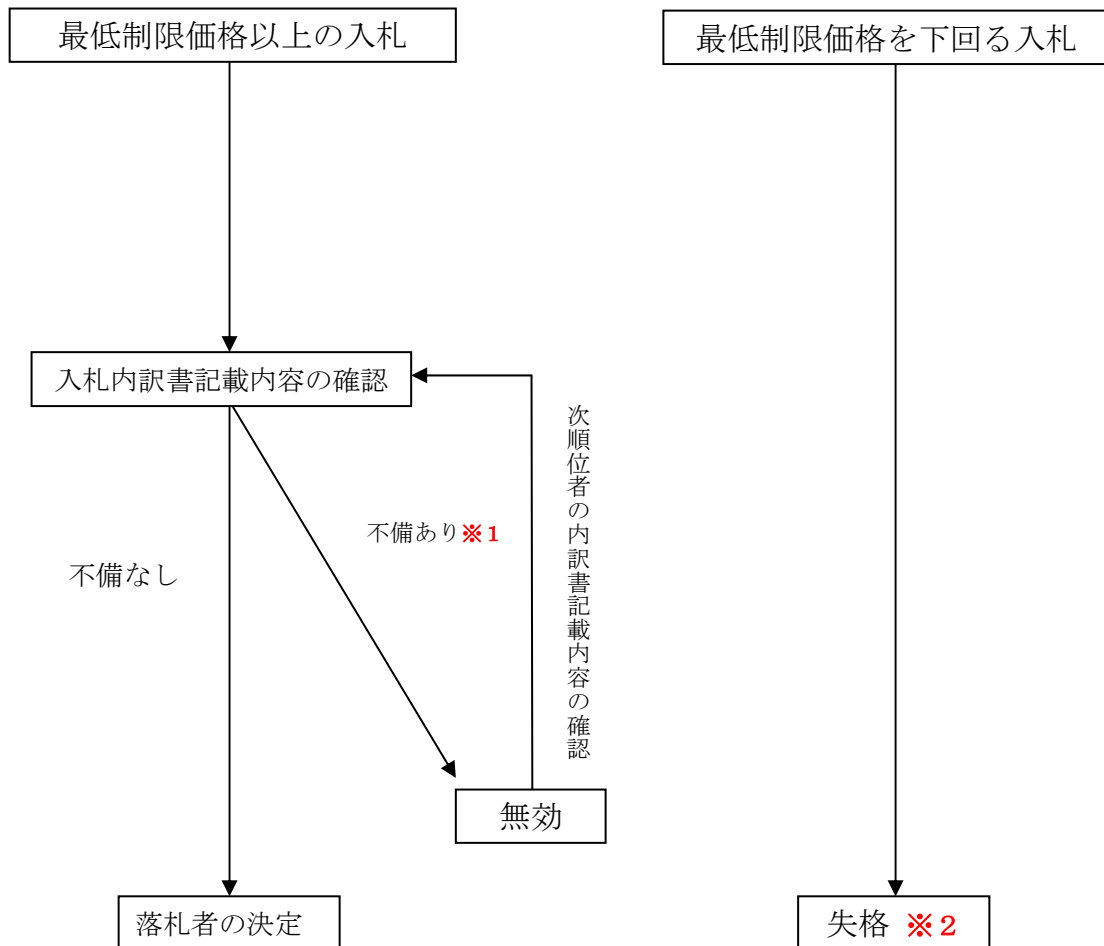
入札内訳書記載内容確認フロー
＜低入札価格調査対象工事の場合＞



※1 入札内訳書に不備が無い者が出現するまで入札内訳書記載内容の確認を繰り返す。

※2 調査基準価格を下回る入札がなされた場合には、入札内訳書記載内容の確認作業を入札打ち切り後に行い、当該入札が有効なものであるか否かの判断を行う。

入札内訳書チェックの判断
＜最低制限価格制度対象工事の場合＞



※1 入札内訳書に不備が無い者が出現するまで入札内訳書記載内容の確認を繰り返す。

※2 最低制限価格を下回る価格で入札した者については、入札内訳書記載内容の確認を行わない（最低制限価格以上の価格で入札した者のみが入札内訳書記載内容確認の対象となる。）。

年 月 日

大館市長 様

入札内訳書

工事番号 : _____

工事名 : _____

(所在地) _____

(会社名) _____

(代表者職氏名) _____ 印